

身延町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

身延町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 4
3. 計画の期間 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 9

1 計画の趣旨と現状

1-1 計画策定の趣旨

本町では、教職員の長時間勤務が常態化されている勤務状況を改善し、業務量の適切な管理を行うことで、教職員が心身ともに健康な状態で、児童生徒と向き合う時間の確保と教育の質の向上を目的に学校の働き方改革に取り組んでいる。またこの改革を推進することにより、教職を目指す人々が安心して「教師」を職業選択できるようにしていくという中長期的な目的もある。本計画は、教職員が自らも学ぶ時間を確保しながら、「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、児童生徒たちへより良い教育を実現するために、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学省の指針に基づき策定するものである。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に勤務時間を削減することではなく、教職員が「限られた時間の中で働きがいを持って成果を出す」という意識を持って業務にあたることにある。

身延町教育委員会は、県教委が示した「公立学校働き方取組方針」を踏まえ、本計画を学校と連携して推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを向上させ、本町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を推進していく。

1-2 本町の現状

本町では、平成29年度に「教員の多忙化対策検討委員会」を立ち上げ、令和3年度からは「身延町立学校における働き方改革推進委員会」と名称を改め、学校における働き方改革を継続的に取り組んでいる。

これまでの主な取組

- ・令和2年度・・・「身延町教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定。

教職員の時間外在校時間を年間360時間以内、月45時間以内と規定し、時間外在校時間の縮減と児童生徒と向き合う時間の確保をめざす。
スクール・サポート・スタッフの配置

- ・令和3年度・・・校務支援システムを導入。勤務時間の管理をデジタル化。

学校閉庁日における電話の転送。(学校教育課への転送)

夜間及び土日祝日の緊急連絡先(学校ではなく役場宿直へ)の周知

- ・令和4年度・・・定時退校日の設定
- ・令和5年度・・・働き方改革に関するアンケート調査の実施(小中学校長)
- ・令和6年度・・・中学校の部活動における朝練廃止

町内3小学校の下校時刻統一。年間を通じて午後4時下校

保護者と学校間の連絡手段のデジタル化（全小学校）

・令和7年度・・・保護者と学校間の連絡手段のデジタル化（中学校）

学校と教員委員会の間での押印廃止

こうした取り組みの結果、本町の小中学校の時間外在校等時間の状況については以下のとおりとなった

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|---------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月42.6時間 | 28.5% | 5.7% |
| 中学校 | 月46.3時間 | 33.3% | 44.4% |

小学校においては、令和3年度においては、80時間超過の割合は30.3%であったが、令和6年度には5.7%となり大幅に減少している。これまでの取り組みの成果が出ていると言える。しかし、中学校では、令和3年度において、80時間超過の割合は55.6%であったが、令和6年度は44.4%であり、減少しているものの、依然として高い割合である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法尾第8条に基づき本計画を策定する。

2 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ① 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにする（令和8年度末）
- ② 「きずなの日」を年20回、「定時退校日」を年20回以上実施の学校を100%にする
(令和10年度末)
- ③ 部活動顧問の休養日設定を100%にする⇒平日1日＋土日どちらか（令和10年度末）
- ④ 時間外在校等時間が月45時間を超える教職員をゼロにする（令和11年度末）
- ⑤ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
(令和11年度末)

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 働き方改革を自分事として取り組む教職員を100%にする（令和8年度末）
- ② ストレスチェックの実施率を100%にする（令和8年度末）
- ③ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以内にする
- ④ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする

⑤働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教育職員を100%にする

（令和11年度末）

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

※本町の現状を勘案した上で取組の必要がある事柄を明確にしていく。

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

スクールガードリーダーや青色防犯パトロールの巡回、保護者や地域の登下校見守り隊による見守り活動が行われている。今後も継続していくことで、学校の負担にならないようにしていく。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねる。また補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことが教育基本法にも定められている。学校、保護者、地域においてこれらの認識を共有していく。

③学校徴収金の徴収・管理

公費により賄われており、徴収事務や管理は発生していない。

④地域ボランティアの関係者間の連絡調整等

連絡調整等の業務を担う教職員に過度な負担がかからないように、教育委員会の研修センター主事が連絡調整等のコーディネーター的役割を担っていけるように検討していく。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

問題が重大化・深刻化する前の対応を大切にし、日ごろから外部機関（児童相談所・スクールソーシャルワーカー・町子育て支援課・福祉保健課・主任児童委員・警察署等）との連携を図り、学校のみでの対応が困難な事案が生じた場合には教育委員会と協議しながら外部機関の力を借り、より専門的な観点から課題解決が図れるようにしていく。複

雑化・多様化する課題に対して弁護士の専門知識が活用できる仕組み作りについて県や近隣町村とも検討を進めていく

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

調査の内容によるが、教師でなくても回答可能な調査については、引き続き事務職員や教育委員会が回答する。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成と管理

ICT支援員を活用しながら、基本的には教師が担当していく。

⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

従来どおり、民間事業者へ委託することによって、学校の負担にならないようにしていく。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

⑩校舎の開錠・施錠

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

⑨～⑪については、現状では、学校にとって大きな負担にはなっていないため、引き続き学校が管理していく。しかし、教頭や学級担任等の特定の教師に責任や負担が集中しない環境を学校が整備していくように促進していく。

⑫校内清掃

学級担任等の教職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとするが、校内清掃の実施回数や範囲の合理化等、負担軽減を促進する。ワックスがけについては長期休暇中に委託事業者が行う。

⑬部活動

部活動は、中学校における時間外在校等時間の縮減を阻む最も大きな要因であるため、部活動の地域展開を推進していくことが必須である。しかし、本町の立地条件からも早急に学校からの切り離しができる事柄ではないため、当面は土日の地域活動への展開を中心に組み込んでいく。地域展開への移行には時間を要するため、その前段階として、部活動指導員の活用と学校における部活動改革（活動時間の縮減・部活動の種類統合縮小・教員の意識改革等）を確実に推進していく。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

食に関する指導については、栄養教諭や学級担任等が実施する。給食時における児童

生徒への対応については、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、アレルギー対応や窒息事故、異物混入等の緊急時対応が求められることから、従来どおり、児童生徒の状況を把握している教師が行っていくことが望ましい。緊急時に備えた組織的な体制の構築を推進していく。

⑮授業の準備

補助的作業については町が配置している講師やスクール・サポート・スタッフの有効活用とデジタル技術の活用を推進していく。

⑯学習評価や成績処理

本町では児童生徒数が少ないため、学習評価や成績処理については従来どおり教師が行う。学習評価や成績処理事務を通して、児童生徒の到達度を把握し指導に生かしていく。校務支援システムの機能やその他デジタル技術を活用することで採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。成績処理期間を各校で設定し、部活動等の児童生徒の活動を行わない日の設定を推進していく。

⑰学校行事の準備・運営

学校行事の準備や運営については、町が配置している様々な職種（用務員/スクール・サポート・スタッフ/講師/特別支援教育支援員/ALT等）の職員や事務職員との協働を促進していく。また、保護者への協力依頼を従来どおり行う。

⑱進路指導の準備

学年ごとに学年主任を中心とした組織的な対応が図れるようにしていく。

⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

学級担任・学年主任等の特定の教師に過度な負担がかからないように、児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の校内会議等への参加を促進していくことで、専門的な知見を活用しながらチームとして対応していく支援体制の構築を推進していく。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ①各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。

- ②当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③デジタル技術の活用によって校務を効率化していく。必要に応じて、教職員に対して研修の機会を設け、デジタル技術に関する苦手意識を取り除く取組を行う。
- ④勤務時間外の電話対応については、対応時間を制限し、留守番電話機能を活用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員は、産業医による面接指導の対象となる。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率を100%にし、集団分析結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。
- ④ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医による助言や指導の保健指導を受けるように促す。
- ⑤ 年次有給休暇について、年10日以上を取得を各校に対して促す。
- ⑥ 令和10年度中までに、きずなの日及び定時退校日を年20回以上設定するよう推進する。
- ⑦ 長期休業等の期間中には学校閉庁日を設定し（夏季休業：8月12日～16日、冬季休業：12月28日）、まとまった日数の休暇取得を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ① 取組の確実な実行を図るために、各校の時間外在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ② 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ③ 教育委員会において、各校の状況を確認し、本計画に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り調査や指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対して支援・指導を実施する。
- ④ 各学校における働き方改革の取り組みが進むように、働き方改革推進委員会・町校長会等、様々な機会を捉えて各校に本計画の周知を行う。
- ⑤ 各校の管理職に向けて県教委が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に参加することを促す。
- ⑥ 校長を筆頭にした管理職のリーダーシップのもとに、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ⑦ 保護者、地域の理解を促進するため、町のHPや学校運営協議会、PTA等を通じて、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、協力を得られるように取り組む。